

5. 競争的研究資金の運営・管理について

(1) 研究者向け研修について

- ① 本学において競争的研究資金に応募し、採択された研究者（グループ研究を含む。）は、その研究費の使用について競争的研究資金配分機関の事務処理要綱にしたがって研修を受けるものとする。

ただし、科学研究費補助金については、採択後研究者に配布する「科学研究費補助金マニュアル」をもって研修に代える。

また、競争的研究資金等に採択された研究者は、ルールを遵守する旨の誓約書（様式① P33）を提出するものとする。

(2) 本学における競争的研究資金等の取扱い権限及び責任者

- ① 競争的研究資金の取扱い権限

競争的研究資金の取扱い権限の最高管理責任者は学長とし、統括管理責任は研究支援センター長、部局責任者を研究支援センター次長とする。（図A参照）

なお、その事務処理は、総務部、財務部、管財部、学務部及び研究支援センターで取扱うものとする。

- ② 研究費の管理

競争的研究資金により物品等（消耗品を含む。）を購入する場合は、「学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程」に準拠するものとする。

なお、消耗品等を購入した場合には検収員により納品検査を行う。

- ③ 競争的研究資金により雇用する研究員の出退勤管理

競争的研究資金により雇用された研究員は、出勤・業務日誌（様式② P34）を、担当教員の押印後毎月初めに研究支援センターへ提出するものとする。

- ④ 取引停止

競争的研究資金による物品等の購入の際に、不正な取引に関与した業者は、学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程第8条により、取引停止といった処分を受けることがある。

- ⑤ 研究者、職員への処分

競争的研究資金による物品等の購入の際等に、不正な取引に関与した研究者

又は職員は、学校法人中部大学就業規則第34条により、懲戒委員会の議を経て処分を受けることがある。

⑥ 競争的研究資金使用に関する相談窓口等

研究者が競争的研究資金を使用する際の相談窓口を研究支援センターに設置する。

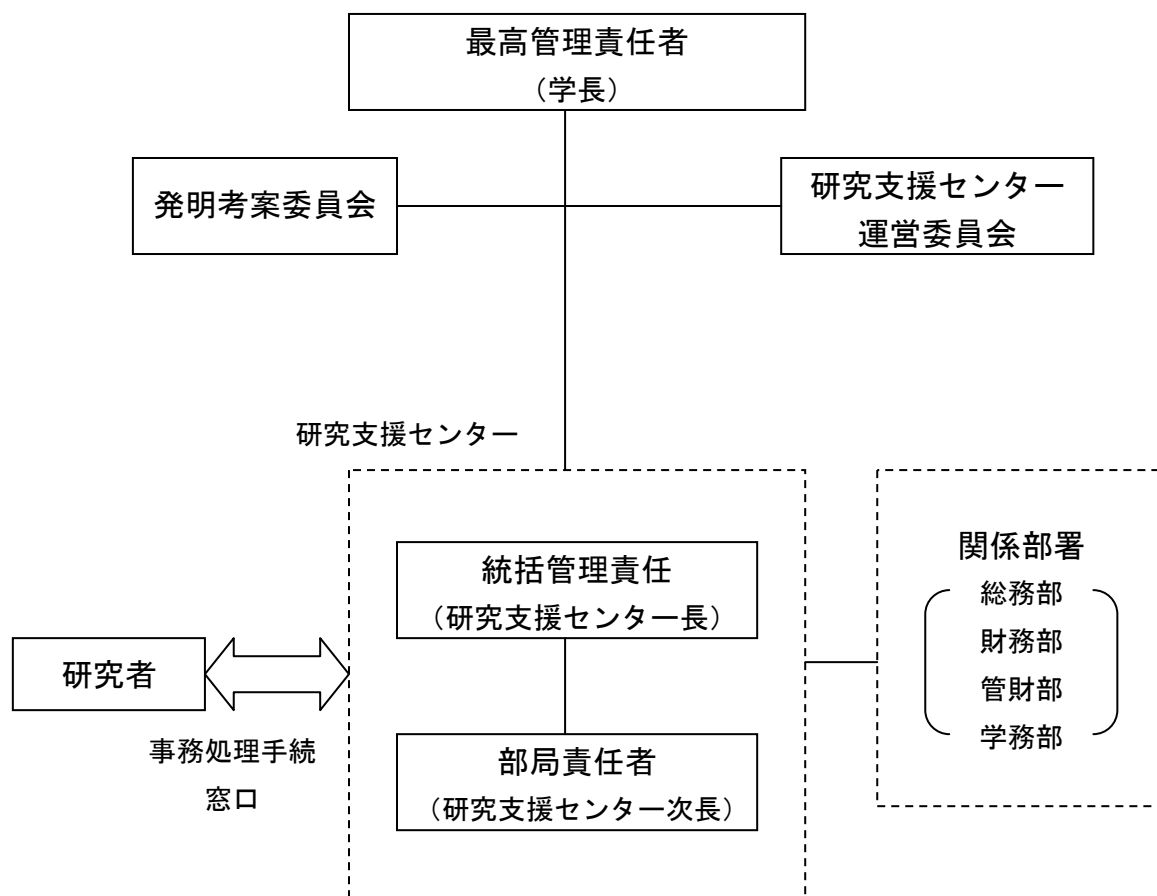
また、違法行為の抑制・業務の適法化のための告発窓口を研究者倫理委員会委員長とする。

研究に係る不正の告発があった場合には、予備調査委員会を経て調査委員会を開き、調査の上、最高管理責任者の学長に報告するものとする。

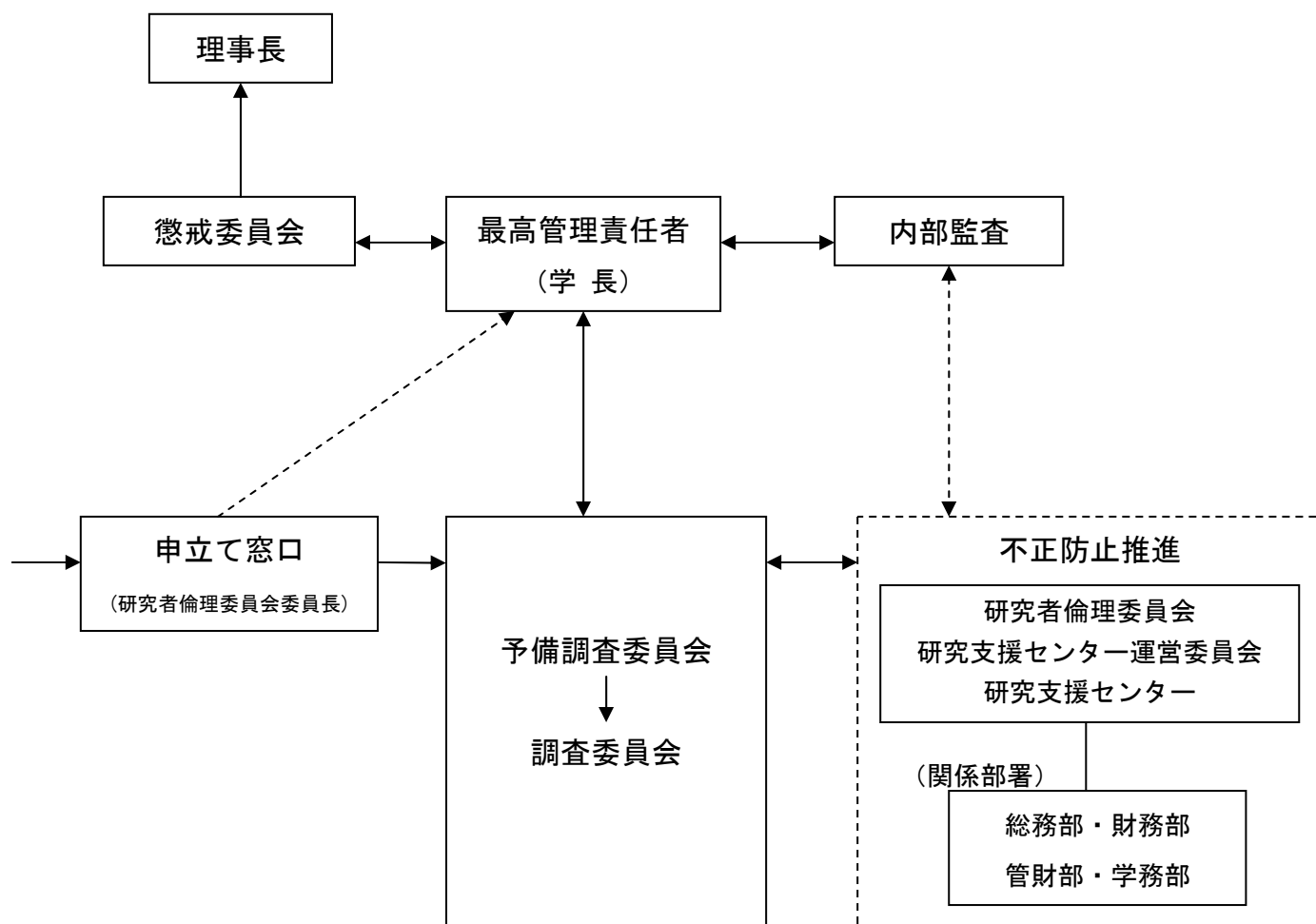
予備調査委員会および調査委員会に関する構成等については、別に定める。

(図B参照)

<図A：競争的研究資金の運営・管理について>



<図B：競争的研究資金の不正に係る調査体系>



◎関連規程

- ・ 学校法人中部大学管理規則 (職務に関すること)
- ・ 学校法人中部大学就業規則第 34 条 (懲戒に関すること)
- ・ 学校法人中部大学経理規程 (監査に関すること)
- ・ 服務規程
- ・ 学校法人中部大学固定資産及び物品調達規程 (物品調達・取引停止に関すること)
- ・ 中部大学研究者倫理委員会規程 (参考資料④ P51)
- ・ 中部大学研究支援センター規程 (参考資料⑤ P53)
- ・ 中部大学研究支援センター運営委員会規程 (参考資料⑥ P55)

(3) 研究上の不正行為に関する取扱いについて

中部大学において行われる研究について不正行為が生じた場合は、次のように取扱う。

関連規程：【中部大学における研究上の不正行為に関する取扱規程】(参考資料⑧ P59)

- ・ 不正行為となる対象者
本学の構成員(教職員及び学生等)及び本学の構成員であった者が在籍中に
下記①～④を行った者
- ・ 不正行為となる行為
 - ①捏造・・・データ又は実験結果を偽造すること。
 - ②改ざん・・・研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないこと。
 - ③盗用・・・他人の研究内容又は文章を適切な手続きを経ることなしに流用すること。
 - ④不正使用等・・・私的流用、目的外使用、不正経理、不正受給等を行うこと。
- ・ 不正行為に係る調査・審理・判定
研究者倫理委員会（予備調査委員会、調査委員会）
- ・ 不正行為に係る裁定
学長
- ・ 不正行為に係る処分
理事長